

(様式6)

判断基準が法令の定めについて言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

			資料番号	69-1	担当課	消防防災安全課
法令名	火薬類取締法	根拠条項	第8条	不利益処分の種類	火薬類の製造・販売業者の許可の取消	
○火薬類取締法 (許可の取消) 第八条 経済産業大臣又は都道府県知事は、製造業者又は第五条の許可を受けた者(以下、「販売業者」という。)が、正当な理由がないのに、一年以内にその事業を開始せず、又は一年以上引き続きその事業を休止したときは、その許可を取り消すことができる。 ※施行令第16条により、特定の火工品のみの製造所については都道府県知事が処理する事務とされている。						